

車道混在型（矢羽根）を設置した道路における自転車の通行ルール

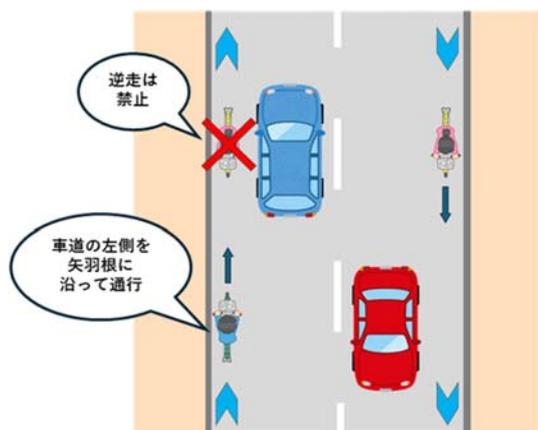
1. 車道混在型（矢羽根）の役割

- 自転車が通行する部分・方向を知らせるものです。自転車の運転者だけでなく、自動車の運転者に対しても、自転車の通行位置を明確にする役割があります。
- 本市では、道路幅員に限りがあるため、主に車道混在型（矢羽根）を整備しております。

2. 自転車を利用される方へ

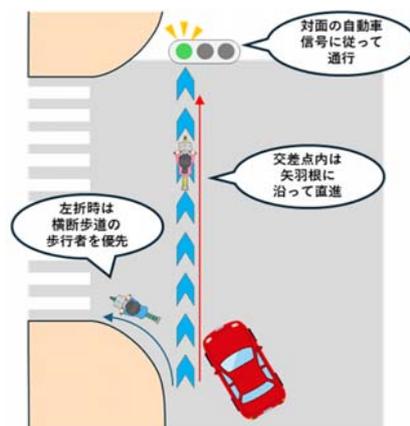
(1) 基本ルール

- ◇ 自転車は車道の左端を通行してください。
- ◇ 矢羽根の進行方向に従って通行してください（逆走は禁止です）



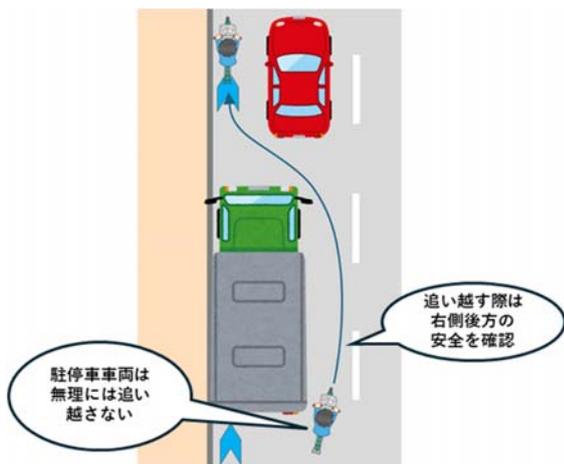
(2) 交差点での通行

- ◇ 信号機のある交差点では自動車用信号に従って通行してください。
- ◇ 左折時は横断歩道の歩行者を優先してください



(3) 駐車車両などがある場合

- ◇ 駐車車両を避ける場合は、後方の安全を確保してから進路変更してください
- ◇ 駐車車両は無理に追い越さないようにしてください



※自転車歩道を通行することができる場合

- ・ 標識や標示によって歩道を通行できるとされているとき
- ・ 13歳未満、70歳以上の方または車道通行に支障がある身体の不自由な人が運転するとき
- ・ 車道または交通の状況から見て、通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき

※歩道を通行する場合は、車道寄りの車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません